

## 国道8号 災害対策基本法に基づく 道路区間指定について

### 【災害対策基本法に基づく道路区間指定について】

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき下記区間を指定し、通行の支障となる車両等については移動等の作業を行います。

路線名	指定区間(上下)	指定時間
国道8号	たや 富山県富山市手屋地先 雄峰大橋西詰 ~ なかじま 富山県富山市中島地先 中島大橋東詰	1月8日22時00分

### 【道路状況】

- ・異常降雪により渋滞が発生中
- ・迂回路：国道41号及び主要地方道富山港線



### お問い合わせ先

■ 事業対策官 おりはし かずよし 折橋 一禎 TEL: 076-443-4701 (直通)



国土交通省北陸地方整備局  
 富山河川国道事務所 Tel: 076-443-4701 (代)  
 〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

# 位置図(指定区間)

災対法 区間指定  
 国道8号 L=4.6km  
 【起点】富山県富山市手屋(たや)  
 (雄峰大橋西詰)  
 【終点】富山県富山市中島(なかじま)  
 (中島大橋東詰)

